

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(普通徴収記載例)

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄				※市町村ごとに異なります	
特別徴収義務者 指定番号		12-34567			
宛名番号		1234			
連絡先の氏名 及び所属課、 係名並びに 電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
① 退職		1. 特別徴収継続		円	
2. 転勤		2. 一括徴収 (1月以降は必須)		1,200,000	
3. 合併		月分で納入		控除社会 保険料額	
4. 休職		月 日納期分)		円	
5. 長期欠勤		③ 普通徴収 理由		60,000	
6. 死亡		異動の事由のとおり			
7. 会社解散					
8. 住所誤報					
9. その他 (特別徴収不可)					
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が9万3円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

〒 012-3456		住所(居所) 又は所在地		〇〇県××市△△1-2-3	
フリガナ		カバシキガイシャ マルバツショウジ			
氏名又は名称		株式会社〇×商事			
代表者の 職氏名印		代表取締役 特徴 太郎		代表	
個人番号 又は法人番号		1	1	1	1
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ	イチロウ	異動年月日	
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)		XX・8・31	
生年月日	昭和・平成		50年1月1日		
個人番号	2	2	2	2	2
1月1日 現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1				
給与の支払を受け なくなった後の住所					
給与		140,000		35,600	104,400

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次のように記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定月	8月
1. 異動が平成 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)			
2. 異動が平成 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			
異動者印			

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)

(ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	氏名	電話	新しい勤務先では	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒						月割額 円を	
フリガナ							月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称							新規の場合は、いずれかを○で 囲んでください。	
代表者の職氏名印							納入書 要 ・ 不要	
法人番号								

【提出先】 〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地 吉見町役場 税務会計課 課税係

御注意

黒のボールペン又はペンで記載してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		※市町村ごとに異なります		12-34567	
特別徴収義務者指定番号		宛名番号		1234	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係 氏名 電話		人事課人事労務係 特徴 花子 000-000-0000 (内線 123)	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠 ⑥ 死		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須)		円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000	
8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が9.3万円以下) 給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない)	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

吉見町長殿 平成××年××月××日提出		住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者指定番号 〇〇県××市△△1-2-3	
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社〇×商事		宛名番号 1234	
代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎		代表取締役 特徴 太郎		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	
個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		代表取締役 特徴 太郎		課・係 氏名 電話	
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額(年税額) 円		異動年月日	
123456 氏名 鈴木 一郎 (旧姓)		6 月から 9 月から 8 月まで 5 月まで 円 円		XX・8・31	
生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日		140,000		35,600 104,400	
個人番号					
1 月 1 日 現在の住所 給与の支払がなくなった後		〇〇県××市△△3-2-1			

◎給与の支払がなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。		徴収予定	
2. 異動が平成 年 月 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月日	徴収予定額
異動者印			円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)

2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例: 年間の給与支給額が9.3万円以下)
給与の支払が不定期(例: 給与の支払が毎月でない)

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		98-76543		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		フリガナ マルバツフドウサン カブシキガイシャ		課・係 庶務課社員係	
氏名又は名称 〇×不動産 カブシキガイシャ		代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 次郎		氏名 特徴 進	
法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		代表取締役 特徴 次郎		電話 111-111-1111 (内線 222)	
新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で 囲んでください。		納入書		要 不要	

【提出先】 〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地 吉見町役場 税務会計課 課税係

御注意

黒のボールペン又はペンで記載してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。